



組合員の皆様へ 事務局からのお知らせ

各種届出書はホームページにもございますのでご活用ください。

海部津島水利事務所

検索

検索はコチラ

◆令和7年度賦課金について

1,000㎡当り	地区1 田	4,900円
	地区1 畑	2,450円
	地区2 田	2,450円
	地区2 畑	1,225円

※地区2は津島市蛭間町の一部地域のみ該当

※年額10,000円未満の方は、前期に全額を納付していただきます。

◆賦課金とは

- ① 区域内農地(登記 田・畑)にかかります。
- ② 土地改良区の運営費や排水路、排水機場の維持管理費、土地改良事業の負担金等に使用しております。
- ③ 毎年4月1日現在の土地台帳を基準に算定されますので、組合員の資格取得・喪失及び農地転用がありましたら速やかに届け出をして下さい。
- ④ 農地を異動した場合、旧組合員に未納金がある時は、新組合員に未納金の納入義務が生じます。(土地改良法第42条)

◎ 賦課対象地については、土地台帳の閲覧が出来ますのでご来所下さい。【※注1】

【※注1】 申請用紙に認印が必要のため、印鑑をご持参下さい。

◆賦課金納付場所

- ・海部津島土地改良会館2階 海部津島水利事務所内
- ・あいち海部農業協同組合 各店
- ・三菱UFJ銀行 各店

なお、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

◆口座振替をご希望の方は当土地改良区までお問合せ下さい。

ご利用いただける金融機関

- ・愛知県内の農協
- ・全国の三菱UFJ銀行

◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

下記の場合は、土地改良区宛に通知していただく必要があります。(土地改良法第43条)

当土地改良区に備えてあります資格得喪通知書によって届け出をお願いします。

～資格得喪通知書の届け出が必要な場合～ 【※注2】

- ① 組合員が死亡した場合 (相続 代表耕作者)
- ② 組合員が農地(田・畑)を取得又は喪失した場合 (耕作地の貸借 売買 譲与等)
- ③ 組合員の名義を変更する場合 (農業者年金の受給による経営移譲)

【※注2】

農業委員会への届け出(所有権、耕作権の設定)、或いは登記の完了によって改良区の台帳が自動的に変更される事はありません。土地改良区の台帳は組合員からの資格得喪通知書の届け出により変更いたしますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

裏面もご覧下さい。

◆農地転用及び地目変更の届け出について

- ① 農地を宅地、道路、その他に転用する場合は、農地転用の届け出が必要です。
- ② 公共事業用地(道路、学校用地、公園、河川、水路等)として転用する場合はご連絡ください。
- ③ 農地の地目を田から畑へ変更される場合は、地目変更の届け出が必要です。
- ※ ①～②の届け出時に、転用決済金の納付が必要となります。
- ※ ①～③の届け出がない場合は、従来通り賦課金が発生しますのでご注意ください。

—農地転用申請書類— 各1枚

市街化調整区域

- ・誓約書
- ・土地改良区域内の農地転用の協議について
- ・農地転用協議証明書
- ・位置図
- ・公図

市街化区域

- ・誓約書
- ・農地転用等の通知書
- ・位置図
- ・公図

◆転用決済金とは

区域内農地が減少しても、排水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので残存農地が負担過重とならないよう農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費等を納めていただくものです。本年度の転用決済金は、下記の通りになります。

1,000㎡当り	地区1 田 畑	200,000円
	地区2 田 畑	100,000円

※市街化調整区域の申請には証明書発行手数料が
1件1筆500円、1筆増す毎に200円ずつ加算となります。

◆転用申請及び決済金納付場所

海部津島土地改良会館2階 海部津島水利事務所

◆財務状況について

前年度決算会計については6月30日迄、当該年度上半期会計については12月28日迄に当改良区において閲覧による公表を行います。

◆土地改良事業等について

令和6年度工事実績

- ・八ヶ川水路整備工事(八ヶ川地区)
- ・五八排水機場修繕工事(五八(1)地区)
- ・五八第二排水機場修繕工事(五八(2)地区)

令和7年度工事予定

- ・五ヶ川水路整備工事(五ヶ川地区)

ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

津島市西柳原町1丁目14番地
海部津島土地改良会館2階 海部津島水利事務所内

ごはちあくすいとちかいりょうく
五八悪水土地改良区

TEL:0567-26-2132